

## 薬剤師がお手伝いします！

居宅療養管理指導を受けると

- ・医療機関より処方された薬をご自宅（又は入居施設など）に直接薬剤師がお届けします。
- ・自宅にて、お薬の効能や副作用、使用方法について説明します。
- ・薬剤師が定期的に訪問し、薬を間違いなく飲んでいるか（使用できているか）、副作用の兆候がないかをチェックします。
- ・気になる体調の変化や薬のことについてのご相談もお受けいたします。

飲み忘れや、間違いを失くす工夫を行います。一酸化やカレンダー・薬箱を使い、服用したことが分かるように整理します。複数の医療機関からの処方薬をまとめることができます。

お薬の効果をわかりやすく説明して、薬の必要性を理解していただけます。副作用や飲み合わせについても確認しながら、納得して服用できるように説明します。使用方法についてもじっくり説明し、ちゃんと使えているか確認することも可能です。

嚥下ゼリーやオプラートの使用などを勧め、飲みやすいように工夫します。また、医師へ粉砕や、剤型変更などの提案も行います。

## 介護の現場ではありませんか？ こんなこと・・・

居宅療養管理指導って？



自宅に沢山薬が残っている。  
薬が足りない・失くした。  
と言われることが多い



薬の効能や、飲み方、使用方法を質問される。または、誤解している。  
副作用や飲み合わせを気にしている



錠剤・カプセルまたは散剤が飲めない。



## 薬剤師の行う 居宅療養管理指導 について



薬剤師は、ご自宅や施設を訪問して「薬」の管理をいたします。介護を受ける方、また、介護をする方への安心・安全な服薬をお手伝いいたします。

まずは、かかりつけ薬局へ  
ご相談ください



### (社)久留米三井薬剤師会

〒839-0852 福岡県久留米市高良内町 2807 番地 5  
TEL 0942-44-0330  
FAX 0942-44-0333

作成 社団法人久留米三井薬剤師会

\*本パンフレットの転載・複製は固く禁じます。

## どのような人が対象となりますか？

**自宅での薬の管理が難しい全ての方が対象です。**

\*介護保険施設や一部の特定施設に入居されている方はこのサービスを受けられない人もいます。

### 【介護認定を受けている人】

- ・介護度に関係なくサービスを受けられます。
- ・介護保険を使ったサービスとなりますが、ケアプランの単位数とは別になりますので、このサービスを受ける事で他のサービスが受けられなくなるという心配はありません。

### 【介護認定を受けていない人】

たとえ若い方でも、障害を持っている、疾患のために薬の管理が出来ないという人は、医療保険を使ってサービスを受ける事が出来ます。

### 料金

| 訪問先                               | 訪問の費用<br>患者負担額 | 算定の<br>上限 |
|-----------------------------------|----------------|-----------|
| 在宅での療養を行っている患者<br>(同一建物居住者を除く)の場合 | 500円           | 月4回<br>まで |
| 同一建物居住者                           | 350円           | 月4回<br>まで |

※疾患や状態によっては頻回に薬剤師の訪問を受けることができる方もいます。

※公費負担医療を受けている方の中には薬剤師の居宅療養管理指導費も負担金なしで受けられる方がいます。詳しくはお問い合わせください。

## 実際にサービスを受けたいときは どのようにすればいいですか？

まず、かかりつけの薬局に相談しましょう！  
(かかりつけの薬局がない人は、薬剤師会へご相談ください)

サービスを開始するには次のようなことが必要になります。

### ① 医師に指示をもらいます

かかりつけの医師へ相談し、薬剤師の訪問指示をもらいます。

### ② 契約を交わします

薬剤師が、利用者の方へサービスの内容・訪問スケジュール（月に1回・週に1回等）料金の説明を行い、承諾を得たうえで契約を行います。



無断複製禁止